

要介護認定3～5を受けている方や障害者手帳(1級・2級)を所持する方など

避難を迅速かつ安全に実施するための計画

「個別避難計画」

市では、災害が発生したとき、高齢者や障がい者など、自力での避難が困難で支援が必要な方を把握するため、「避難行動要支援者名簿」を作り、避難支援等関係者*と情報を共有し、地域の支え合い、助け合いによる避難支援の仕組みづくりを進めています。

自力での避難に不安を感じていませんか？地域で見守り助け合えるよう、「個別避難計画」を作成しましょう。

個別避難計画とは？

災害時の避難に支援が必要な方(=避難行動要支援者)1人ひとりについて、あらかじめ、いつ・誰と・どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要になるかを考え、記載したものを「個別避難計画」といいます。計画の情報を、避難支援等関係者や避難を支援してくれる方と共有し、普段の見守りや災害が発生したときの避難支援に活用します。

※個人情報に漏えいがないように厳重に管理し、避難行動要支援者の支援以外の目的には使用しません。

★避難支援等関係者

- 西海警察署
- 新上五島警察署(江島・平島地区分)
- 西海市社会福祉協議会
- 行政区長
- 民生委員・児童委員

個別避難計画作成対象者(避難行動要支援者名簿登録対象者)

- 要介護認定3から5の区分の認定を受けている方
- 身体障害者手帳1級・2級を所持する方(心臓・腎臓機能障害のみで該当する方は除く)
- 療育手帳Aを所持する方
- 精神障害者福祉手帳1級・2級を所持する単身世帯の方
- 関係機関から生活支援を受けている難病患者
- 支援の必要性に関する情報提供があった方

※上記項目に該当する方のうち生活の基盤が自宅にある方が対象となります。「施設入所」や「長期入院」の方は対象ではありません。



大切なことは地域での助け合い

大規模な災害が発生した場合、避難行動要支援者の安否の確認や救出・救助、情報提供、避難誘導を行うためには、まず、支援を必要とする人がどこにいるのかを知っておく必要があります。円滑かつ迅速に避難支援を行うためにも、平常時からご近所同士で顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが必要です。市民の皆さんと防災関係機関が一体となり、より一層の防災体制の強化に努め、災害による被害をなくしましょう。



対象となる方へ個別にお知らせします

- 文書が届いたけどよく分からない
- もっと詳しく説明してほしい
- 字を書くことができない

お困りごとがございましたら、お気軽にご相談ください！

を作成しましょう！ 問い合わせ先 福祉課 ☎37-0069

～意向調査を行います～

個別避難計画作成の意向を伺うため、避難行動要支援者名簿に登録されている方へ、「西海市個別避難計画書兼同意確認書」を3月下旬に郵送します。

災害が発生、または発生するおそれがある場合に、自分がどのような行動をするかを家族等*と話し合い、協力して計画書に記入し、同封の返信用封筒で提出してください。

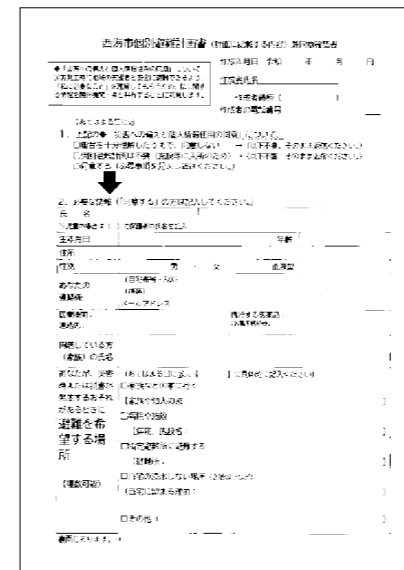
★家族等…現在、介護サービスを利用している方は、担当のケアマネージャーへご相談ください。

現在、障害福祉サービスを利用している方は、担当の相談支援専門員へご相談ください。

※個別避難計画の作成には、下記2点の同意が必要です。

- ①個別避難計画を作成すること
- ②計画の情報を避難支援等関係者に伝えること(本人と避難を支援してくれる方、両者の同意)

※救助を要する場合は同意の有無に関わらず避難支援関係者等へ情報を提供する必要があります。



◀「西海市個別避難計画書兼同意確認書」様式

地域の方へ

ご近所に、災害時の避難に支援が必要な方はいませんか？いざというときには、地域住民の助け合いが被害を最小限に抑える力となります。

行政区・自主防災組織へ、避難時に頼る人がおらず困っている方を地域の中でお手伝いするような関わり合い・仕組みづくりをお願いしています。(※救助ではなく、事前の避難誘導をすすめるものです。)

人々の温かい善意によって支えられるこの取り組みは、地域住民の理解が得られなければ進められません。皆様のご理解とご協力をお願いします。

避難行動要支援者の方へ

この取り組みの趣旨を十分にご理解いただき、個別避難計画の作成、情報の共有に関する同意にご協力をお願いします。

また、日頃から地域住民の方々と良い関係を築くとともに、災害に備えた対策や災害情報に注意を払うなどの努力を引き続きお願いします。

水・食糧は最低3日分備蓄するようにしましょう。

